



2024年8月14日

各 位

会 社 名 株式会社 J TOWER
代表者名 代表取締役社長 田中 敦史
(コード番号：4485、東証グロース)
問合せ先 上席執行役員 CFO
経営企画・財務本部 本部長 稲野辺 英輝
(TEL. 03-6447-2614)

ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシーによる
株式会社 J TOWER 株券等 (証券コード：4485) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシーは、2024年8月14日、株式会社 J TOWER の株券等を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシー (公開買付者) が、株式会社 J TOWER (公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2024年8月14日付「株式会社 J TOWER 株券等 (証券コード：4485) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2024年8月14日

各位

会社名 ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシー
代表者名 チーフエグゼクティブオフィサー マーク・ガンジー

株式会社J TOWER株券等（証券コード：4485）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

ディービー ピラミッド ホールディングス エルエルシー（以下「公開買付者」といいます。）は、2024年8月14日、株式会社J TOWER（証券コード：4485、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び下記「（2）買付け等を行う株券等の種類」の「② 新株予約権」の（i）乃至（v）に記載の新株予約権（以下「本新株予約権」と総称します。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者株式及び本新株予約権を所有することを主たる目的として2024年7月22日に米国デラウェア州法に基づき設立された有限責任会社（リミテッド・ライアビリティ・カンパニー）で、本日現在において、DigitalBridge Group, Inc.（関係会社及びその他の関連事業体を含め、以下「DigitalBridge」といいます。）が管理・運用するDB Pyramid Holdings, LPが、公開買付者の唯一の社員（メンバー）です。なお、公開買付者、DB Pyramid Holdings, LP及びDigitalBridgeは、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場している対象者株式及び本新株予約権を所有しておりません。

今般、公開買付者は、対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含みますが、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式（以下に定義します。以下同じです。）を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者を非公開化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本公開買付けを実施することを決定しました。

本取引は、①本公開買付け、並びに、②本公開買付けが成立した場合であって、公開買付者が本公開買付けにおいて、対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含みますが、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合に対象者が行う株式併合を通じて、対象者の株主を公開買付者及び対象者の代表取締役社長である田中敦史氏（以下「田中氏」といいます。）の資産管理会社である株式会社カルティブ（以下「カルティブ」といいます。）のみとすることからそれぞれ構成され、最終的に、対象者の株主を公開買付者及びカルティブのみとすることを企図しております。なお、本取引は、対象者の経営陣が主導して実施する対象者の非公開化ではないこと、公開買付者が対象者の経営陣の依頼又は出資に基づいて本公開買付けを実施するものではないこと、及び、対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されていないことから、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）取引には該当いたしません。

公開買付者は、2024年8月14日付で、対象者の第3位の株主（2024年3月31日時点。以下株主の順位の記載について同じです。）である田中氏（所有株式数：1,822,386株、所有割合（注）：7.08%、所有新株予約権数：1個（目的となる株式数：400株、所有割合：0.00%）との間で、本公開買付けに応募する旨の契約を、2024年8月14日付で、対象者の第2位の株主である日本電信電話株式会社（所有株式数：4,206,400株、所有割合：16.35%。以下「日本電信電話」といいます。）との間で、本公開買付けに応募する旨の契約を、2024年8月14日付で対象者の第10位の株主である株式会社NTTドコモ（所有株式数553,473株、所有割合：2.15%。以下「NTTドコモ」といいます。）との間で、本公開買付けに応募する旨

の契約を締結しており、田中氏、日本電信電話及びNTTドコモが所有する対象者株式（本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含みます。）の全て（6,582,659株、所有割合：25.58%。）について、本公開買付けに応募する旨を合意しております。

（注）「所有割合」とは、(i) 対象者が2024年8月14日に公表した「2025年3月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2024年6月30日現在の発行済株式総数（25,702,018株）に、(ii) 2024年6月30日以降2024年7月25日までに行使された新株予約権の合計である150個（第12回新株予約権150個）の目的となる対象者株式（600株）及び(iii) 2024年7月25日現在行使可能な本新株予約権の数の合計である7,476個の目的となる対象者株式の数（30,300株）を加算した株式数（25,732,918株）から、(iv) 2024年6月30日現在の対象者が所有する自己株式数（276株）を控除した株式数（25,732,642株。以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じとします。なお、株式給付信託（J-ESOP）制度の信託財産として拠出している株式（14,700株）は、自己株式数に含まれておりません。以下同じとします。

一方、公開買付者は、2024年8月14日付で、カルティブ（所有株式数：4,677,500株、所有割合：18.18%。）及び田中氏との間で、不応募契約書を締結し、カルティブがその所有する対象者株式の全て（4,677,500株、所有割合：18.18%。以下「本不応募合意株式」といいます。）について本公開買付けに応募しないこと、並びに本公開買付けにより公開買付者が対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含みますが、対象者が所有する自己株式及び本不応募合意株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得できなかった場合、本公開買付けの成立後に行われる対象者の株主を公開買付者及びカルティブのみとするための一連の手続を実施するために必要な手続を行うことを含めた、本取引に係る諸条件に合意しております。

本公開買付けの概要は、以下のとおりです。

(1) 対象者の名称

株式会社J TOWER

(2) 買付け等を行う株券等の種類

① 普通株式

② 新株予約権

- (i) 2015年11月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回ストック・オプション（株式会社J TOWER—B 1号（第3回）新株予約権）（以下「第7回新株予約権」といいます。）（行使期間は2017年11月26日から2025年11月25日まで）
- (ii) 2017年5月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第9回ストック・オプション（株式会社J TOWER—C 2号（第1回）新株予約権）（以下「第9回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年5月27日から2027年5月26日まで）
- (iii) 2018年5月30日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第12回ストック・オプション（株式会社J TOWER—E 2号（第1回）新株予約権）（以下「第12回新株予約権」といいます。）（行使期間は2020年5月31日から2028年5月30日まで）
- (iv) 2019年6月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第14回ストック・オプション（株式会社J TOWER—E 2号（第3回）新株予約権）（以下「第14回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年6月27日から2029年6月26日まで）
- (v) 2019年8月21日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第15回ストック・オプション（株式会社J TOWER—E 3号（第1回）新株予約権）（以下「第15回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年8月22日から2029年8月21日まで）

(3) 買付け等の期間

2024年8月15日（木曜日）から2024年10月10日（木曜日）まで（39営業日）

（4）買付け等の価格

- ① 普通株式1株につき、金3,600円
- ② 新株予約権
 - （i）第7回新株予約権1個につき、金1円
 - （ii）第9回新株予約権1個につき、金1円
 - （iii）第12回新株予約権1個につき、金1円
 - （iv）第14回新株予約権1個につき、金1円
 - （v）第15回新株予約権1個につき、金1円

（5）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
21,055,142株	12,477,600株	一株

（注1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（12,477,600株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（12,477,600株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である21,055,142株を記載しております。これは、本基準株式数から本不応募合意株式の数（4,677,500株）を控除した株式数です。

（注3）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注4）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注5）公開買付期間の末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

（6）決済の開始日

2024年10月18日（金曜日）

（7）公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2024年8月15日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以上

【勧誘規制】

本発表資料は、本公開買付けに係る売付けの申込みの勧誘又は買付けの申込みを目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本発表資料は、有価証券に係る売却の申込みの勧誘又は買付けの申込みに該当するものではなく、又はそれらの行為の一部を構成するものではなく、本発表資料（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来に関する記載】

本発表資料中の記載には、「予期する」「予想する」「意図する」「予定する」「確信する」「想定する」等の、公開買付者、対象者、その他の企業等の事業の将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者及び対象者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況によって変わる場合があります。公開買付者及び対象者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するために将来の見通しに関する表現を改める義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。) 第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本発表資料及び参照方式で本発表資料に組み込まれる資料に含まれる全ての財務情報は、米国やその他の国で一般に公正妥当と認められる会計基準とは実質的に異なる会計基準に基づく可能性があります。また、本公開買付けの当事者の一部は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連会社を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制その他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条 (b) 項の要件に従い、本公開買付けの開始前、又は公開買付期間中に、対象者の証券を自己又は顧客の勘定で取得し又はそれらに関連する行為を行う可能性があります。その場合、市場取引によって市場価格で売買される場合や、市場外の交渉で決まった価格で売買される場合があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても、同等の方法で開示が行われます。

【その他の国】

国又は地域によっては、本発表資料の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合は、それらの制限に留意し、順守してください。本発表資料の発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する有価証券の買付けの申込み又は売付けの申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。